

特集 1**頸損者の生活に影響を及ぼす制度情勢**

東京頸髄傷者損連絡会
DPI 日本会議事務局次長 今村 登

連日、財務省の公文書改ざんの問題が熱く報道されている中でこの原稿書いている。本誌が発行される頃には、この熱が冷めてしまっていて過去のことになってしまわぬ事を切に願う。

■報酬改定に合わせて運用が開始される改正障害者総合支援法

2016年の改正で盛り込まれた障害者総合支援法の障害福祉サービスの運用が、この4月から開始されます。その中から私たち頸髄損傷者の生活に影響があると思われる入院中の重度訪問介護利用について解説させていただきます。

<重度訪問介護サービスの入院時利用が可能に>

2年前の法律（障害者総合支援法）改正で、重度訪問介護サービス（以下：重訪）の利用場所の対象拡大（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所）が決まっていたましたが、この度その具体的運用内容が決定され、今年（2018年）4月1日から正式に使えるようになります。

具体的内容は、以下の通りです。

- 対象者：「障害支援区分6」の重訪利用者
- 利用可能な時間数：普段の支給量の範囲内
（入院することで新たに支給される訳ではありません）
- 支援内容：コミュニケーション支援等（※ この部分の解釈がポイント）
- 報酬：基本報酬額と同様
- 利用可能期間：90日
（これが絶対的上限ではないが、90日以降は報酬が20%減算）
- 喀痰吸引等の支援体制加算は無し

東京都では全国の統一した制度（支援費制度）ができる2003年までは、「東京都全身性障害者介護人派遣事業」という東京都独自の介護サービス制度があり、その制度では入院中の利用も特に制限を設けず利用を認めてきたという実態がありました。そのため国の制度ができて、原則入院中の介護サービスの利用が不可となっても、東京都は重訪利用者の入院中の利用を全く認めないという門前払いの様なことはしませんでした。

ただ、最終判断は区市町村なので、本人や家族らが区に連絡して、入院中の介助の必要性と東京都とのこれまでの経緯を説明して交渉し、それでも認めてもらえなかったり、認められても1日2～3時間程度のわずかな時間だけであったりしていましたが、今後は区分6の人に限り、正式に使えるようになります。

ただし、この制度には問題が二つあります。

一つ目は、区分4、5の人は対象外にされた事です。上に書いたように、東京都はこれまでの経緯があるので区分に関係無く入院中の利用は厳密に制限していませんでしたが、今回を機に区市町村が区分6に限定してくる危険性があります。東京都はこれからも区分を限定しないとのことです。もし区分4、5の人が入院されて区から重訪利用はだめと言われてもあきらめずに交渉して行きましょう。

二つ目は、法律上はあくまでコミュニケーション支援や、普段の慣れたヘルパーが看護師さん等に普段のやり方を伝授する（教える）為の利用で、吸引等の医療的ケア、着替えや排泄介助などは利用できない事になっている事です。これは、法律上もはっきりと入院中も重訪を使って良いことにするには、医療法という法律を改正する必要があるのですが、これをやるにはとてもハードルが

高いため、総合支援法の見直しの中でギリギリ表現したという、厚労省の努力の結果でもあります。つまり、本音は入院中も普段通りの重訪サービス受けて良いが、建前としては直接的な支援（利用）はダメ（という表現）にしているということなのだ。この微妙なニュアンスを、区市町村の担当者にもちゃんと伝わるよう、今後の厚労省の説明の在り方がとても重要になってきます。

■バリアフリー法の改正法案が国会に上程されます

2006年の改定以降、12年間改正されなかったバリアフリー法ですが、2020年の東京オリパラの開催決定がきっかけとなり、ようやく改正される見込みです。当事者評価の仕組みを取り入れることは良い事ですが、今回も移動の権利は盛り込まれず、課題である地方間格差の是正は自治体に投げる形になっており、建物関係の改善は全くみられないという、小幅な改正案になっている。

そのため DPI 日本会議は全国脊損連合会と共催で、4月5日に衆議院会館で集会を開き、改正法案の更なる前進を求めます。

【告知第二弾-動画配信】 <http://dpi-japan.org/blog/events/>
全力でご参加を！国会審議に障害当事者の声を届けよう！

「世界基準のバリアフリー法」を求めた院内集会報告

事務局

2月9日、バリアフリー法改正案が閣議決定され、国会に上程された。東京2020オリパラ開催もあり、バリアフリー法改正にあたっては、権利条約の理念を盛り込み、世界基準の制度にして、レガシーとなる街づくりを進めていくことを求めてきた。

2017.11.28 院内集会風景

法案上程に先立つ、昨年11月28日、衆議院会館で院内集会を開催、全国から300人を超える障害者が集まり熱気にあふれた。国会議員へのロビー活動も行い、当事者の考えるバリアフリー法の課題を各政党の皆さんに届けた。



2月に出た改正法案では、社会的障壁の除去、当事者評価システムが盛り込まれ、一歩前進したが、移動の権利、小規模店舗のバリアフリー化、公共施設としての学校のバリアフリー化など、建物関係の改善策はほとんど盛り込まれておらず、残る課題は多い。

そこで私たちは、障害者が動けば必ず社会は変わると信じ、再度4月5日に院内集会を開催することとなった。国会採決に向けて、当事者の熱意を届け、一つでも多くの課題が解決されることを求め続けたい。

バリアフリー法改正で改善して欲しい『13課題』（2017.11.28 院内集会にて）

1. 地方のバリアフリー整備
2. 小規模店舗のバリアフリー化
3. 避難所としての学校のバリアフリー化
4. 駅ホームの安全性向上と単独乗降（ホームドア、段差、すき間解消）
5. 車いす席の予約システム
6. 空港アクセスバス・高速バスのバリアフリー化
7. 音響式信号機（視覚障害者誘導）
8. ホテルのユニバーサルデザイン化
9. 共同住宅のバリアフリー化
10. 当事者評価の仕組み（※ 改正案に上程）
11. 規模に応じたバリアフリー化
12. 新幹線・特急車両のフリースペース
13. 在来線は一車両に1ヶ所のフリースペース

※ DPI日本会議HPの「バリアフリー」の取り組みにて、院内集会資料公開